

○第9回農薬第三専門調査会（非公開）

日時：令和3年4月12日（月）14：00～16：37

議事概要：

（１） ピラフルフェンエチル

・審議の結果、ピラフルフェンエチルの許容一日摂取量（ADI）を0.17 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、小麦、ばれいしょ等に使用します。今回、オクラ、ししとう等への適用拡大申請がされています。

（２） フルフェノクスロン

・審議の結果、フルフェノクスロンの許容一日摂取量（ADI）を0.037 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺虫剤で、りんご、キャベツ等に使用します。今回、たまねぎ、にら等への適用拡大申請及び畜産物への基準値設定の要請がされています。